

報告第3号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、訴えの提起について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成20年2月21日

提出者 足立区長 近藤 弥生

専決処分書

訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成20年1月17日

足立区長 近藤 弥生

